

## 寄居町木造住宅耐震診断助成金交付要綱

制定	平成19年	3月22日告示第	34号
改正	平成24年	2月22日告示第	38号
	平成28年	3月22日告示第	48号
	平成29年	3月31日告示第	52号
	平成30年	3月23日告示第	53号
	平成31年	3月26日告示第	102号
	令和4年	3月23日告示第	40号

### (趣旨)

第1条 この告示は、地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、災害に強いまちづくりの整備を促進するため、木造住宅の耐震診断に要した費用の一部を予算の範囲内で助成することについて、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則（平成30年寄居町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において「耐震診断」とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（同法第23条第1項の規定により登録を受けた建築士事務所に属するものに限る。以下「建築士」という。）が、同法第3条から第3条の3までの規定により設計又は工事管理ができることとされた木造住宅について、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断方法により、地震に対する安全性の診断を行うことをいう。

### (助成金の交付要件)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、町内に住所を有する者であって、次に掲げる要件を備える木造住宅を所有し、かつ、居住しているものとする。

- (1) 町内に存する昭和56年5月31日以前に着工された一戸建住宅又は併用住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）
- (2) 地階を除く階数が2以下の住宅で在来軸組構法又は枠組壁工法により建築されたもの
- (3) 以前に当該助成金を受けていないもの

2 前項の規定にかかわらず、町税に滞納のある者は交付の対象としない。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、耐震診断に要した費用の2分の1とし、25,000円を限度とする。

2 前項の助成金の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震診断を実施する前に、規則第4条第1項の申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住民票の写し
- (2) 寄居町における町税の滞納がないことを証する書類
- (3) 助成対象建築物の所在地、所有者及び建築時期が確認できる書類
- (4) 耐震診断を実施する者の建築士免許証の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項を記載した書類の添付については、これを要しない。

3 第1項の申請書の提出時期は、毎会計年度定めるものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、必要な事項を審査し、助成金の交付を決定したときは、規則第7条第1項の交付決定通知書(様式第3号)により、助成金を交付しないことを決定したときは、規則第7条第2項の通知書(様式第4号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付の決定をする場合において、必要があるときは、当該助成金の交付決定に条件を付することができる。

3 助成金の交付決定を受けた者(以下助成対象者という。)は、第1項の規定による通知を受けた後に助成事業を取りやめるときは、速やかに木造住宅耐震診断取りやめ届(様式第2号)を町長に届けでなければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、第1項に定める交付するか否かの決定がなかったものとする。

(状況報告)

第7条 交付決定者は、町長の要求があったときは、規則第11条の規定により、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で町長に報告しなければならない。

(耐震診断実績報告)

第8条 助成対象者は、助成金の交付対象となる耐震診断が終了したときは、速やかに規則第13条の報告書(様式第5号)に次の書類を添付して町長に報告しなければならない。

- (1) 建築士が作成した耐震診断報告書
- (2) 耐震診断に要した費用を証明する書類
- (3) 耐震診断契約書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付額の決定)

第9条 町長は、前条に規定する実績報告書の内容を審査し、適合すると認めるときは、助成金の額を決定し、木造住宅耐震診断助成金交付額確定通知書（様式第6号）により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付額の請求)

第10条 前条の規定により通知を受けた助成対象者は、木造住宅耐震診断助成金交付請求書（様式第7号）により、助成金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、助成金の交付を受けた者がこの告示に違反したとき又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、木造住宅耐震診断助成金交付決定取消通知書（様式第8号）により、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第12条 町長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、木造住宅耐震診断助成金返還通知書（様式第9号）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成24年告示第38号）

この告示は、平成24年2月22日から施行する。

附 則（平成28年告示第48号）

この告示は、平成28年3月22日から施行する。

附 則（平成29年告示第52号）

この告示は、平成29年3月31日から施行する。

附 則（平成30年告示第53号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第102号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第40号）

この告示は、公布の日から施行する。